随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（文化観光局分）（令和5年8月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	学芸課	245-6201	大塚山古墳基礎整理等業務	公益財団法人元興寺文化財研究所	6,970,150	R5.8.23	堺市博物館が所蔵する百舌鳥大塚山古墳出土遺物については、他の類似例に鑑みても、将来的に国宝・重要文化財指定の可能性を有する歴史的文化的資料である。本業務は、国内外への世界遺産（百舌鳥古墳群）の魅力や価値の発信機能を強化するため、今後の堺の歴史・文化を象徴する博物館展示の"目玉"として、同遺物の有効活用を図っていくことを目的に実施するものである。そのため、基礎となる整理を適切に行うことを基本として、遺物の種類、数量、法量、状態を把握したうえで、処理優先順位を決定し必要に応じて仮接合処理を行うなど基礎整理とともに特に緊急を要すると認める遺物についての保存処理を行うものである。 当該目的を達成するためには、通常の考古遺物の取扱いとは異なり、国宝・重要文化財指定の可能性がある価値の高い遺物としての取り扱いが必要であり、最重要遺物に関する基礎整理や保存処理にかかるさまざまな分野の専門知識、技術、ノウハウ、見識等が求められる。具体的には考古学はもとより保存科学、分析科学、有機化学等の専門知識、考古遺物に関する最先端の分析機器を駆使する技術、当該古墳出土遺物の主体となる古墳時代金属製品の種別・構造などを見極めるノウハウ、遺物個々の現状を把握して最適な保存処理方法を見極める見識等が不可欠である。また、基礎整理で得た専門的知見の下で保存処理を一体的に行うことが必須であり、基礎整理と保存処理とを密接に連携させつつ履行する必要がある。 仮に上記のような知識等を有しない者が本業務を履行した場合、遺物の状態及び考古学的情報を正確に反映した基礎整理や適切な復元・保存処理が不可能となるだけでなく、誤った接合・保存を施した際には元に戻すことが困難であり、将来における国宝・重要文化財級の利活用も極めて難しい状況になるおそれがある。 同研究所は、「人文科学に関する研究（高度の専門的な知識経験を必要とすることその他の財務省令で定める要件を満たすものに限る。）を主たる目的とする法人」に認定されている特定公益増進法人である。1967年に元興寺仏教民俗資料研究所として設立され、当初より考古遺物の基礎整理や保存処理業務の発注を受けており、日本全国の国宝や重要文化財などの指定文化財をはじめ、多くの考古遺物の整理や保存処理等に関して圧倒的な実績を有している。 また、文化財の整理や保存処理について日々研究を重ねていることで、常に最新の効果的効率的な方法を開発しているなど、ノウハウの蓄積や専門スタッフの技術・知識は他の追随を許さないものがあり、基礎整理に加え保存処理においても専門知識、技術、ノウハウ、見識といった面で非常に高い水準を有している。 加えて、国宝については保存処理のみでも受託している民間業者は元興寺文化財研究所しかない。重要文化財に関しては保存処理のみ受託している民間事業者は他にも存在するが、基礎整理の段階から保存処理業務まで一体的に受託している業者は、元興寺文化財研究所以外には存在しない。 以上のことから、当該業務を適正に履行できるのは公益財団法人元興寺文化財研究所以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2									
3									
4									
5									
6									